ける第三〇条第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とすることとした。（第三〇条第四項関係）

(6)　再生前マンション等について、二の2の規定により読み替えて適用される区分所有法第六二条第一項の規定によりされた建替え決議等があった場合における第三〇条第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第三〇条第五項関係）

(三)　個人施行者

(一)の(2)の規定によりマンション再生事業を施行しようとする者は、規約等を定め、都道府県知事等の認可を受けなければならないこととした。（第四五条第一項関係）

(四)　権利変換手続等

(1)　施行者は、(二)の(1)の認可の公告等があったときは、遅滞なく、登記所に、再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権について、権利変換手続開始の登記を申請しなければならないこととした。（第五五条第一項関係）

(2)　権利変換を希望しない旨の申出等

イ　(二)の(1)の認可の公告等があったときは、再生前マンションの区分所有権等を有する者は、その公告があった日から起算して三〇日以内に、施行者に対し、権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨等を申し出ることができることとした。（第五六条第一項及び第三項関係）

ロ　イの期間経過後六月以内に(3)の規定による公告がされないときは、当該六月の期間経過後三〇日以内に、イの規定による申出を撤回すること等ができることとした。（第五六条第五項関係）

(3)　権利変換計画に係る認可を申請したときは、施行者は、遅滞なく、その旨を公告等しなければならないこととした。（第五七条第五項関係）

(4)　権利変換計画においては、再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権に対応して与えられることとなる再生後マンションの区分所有権等の明細等を定めなければならないこととした。（第五八条第一項関係）

(5)　権利の変換

イ　権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等及び施行底地権は失われ、再生後マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得することとした。（第七〇条第一項関係）

ロ　権利変換期日において、再生前マンションは、施行者に帰属することとするとともに、第八一条の建築工事等の完了の公告の日に、権利変換計画の定めるところに従い、再生後マンションの区分所有権は、新たに再生後マンションの区分所有権を与えられるべき者が取得し、被請求借家権者以外の再生前マンションについて借家権を有していた者は、再生後マンションの部分について借家権を取得することとした。（第七一条関係）

ハ　施行者は、権利変換期日までに、施行底地権を有する者で、権利変換期日において当該施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権等を与えられないもの等に対し、補償金を支払わなければならないこととした。（第七五条関係）

(6)　第八〇条第一項の規定による再生前マンション等の明渡しの請求があった者が、当該再生前マンション等の明渡しを拒むことができる場合として、(二)の(4)の規定による賃貸借の終了の請求に係る補償金の提供を受けるべき者について当該提供がない場合等を追加することとした。（第八〇条第四項関係）

4　マンション等売却事業

(一)　売却決議マンション等を買い受けようとする者は、当該売却決議マンション等ごとに、当該売却決議マンション等の除却等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができることとした。（第一〇四条第一項関係）

(二)　マンション等売却組合

(1)　マンション敷地売却組合をマンション等売却組合に改め、マンション等売却組合（4において「組合」という。）は、マンション等売却事業を実施することができることとした。（第一〇九条関係）

(2)　売却合意者は、売却決議マンション等ごとに、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができることとし、この場合、認可を申請しようとする売却合意者は、(3)の規定等により、集会を開き、当該集会において、売却合意者の過半数の者であって議決権等の過半数を有するものが出席し、出席した売却合意者及びその議決権等の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないこととした。（第一一三条第一項及び第二項関係）

(3)　売却合意者の五分の一以上の者であって議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができることとした。（第一一四条関係）

(4)　組合は、(2)の認可の公告の日から二月以内に、売却等に参加しない旨を回答した区分所有者又は敷地共有持分等を有する者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができることとした。（第一二一条第一項関係）

(5)　組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができることとした。（第一二二条～第一二四条関係）

(三)　分配金取得手続等

(1)　組合は、(二)の(2)の認可の公告等があったときは、遅滞なく、登記所に、売却等マンションの区分所有権等又は売却敷地の敷地共有持分等について、分配金取得手続開始の登記を申請しなければならないこととした。（第一四〇条第一項関係）

(2)　分配金取得計画においては、組合員が売却等マンションについて有する区分所有権等又は売却敷地について有する敷地共有持分等を定めなければならないこととした。（第一四二条第一項関係）

(3)　分配金取得計画に係る認可の基準に、(一)の認定を受けた計画に係る売却マンション等にあっては、当該計画に係る売却マンション等の借家権等が権利消滅期日までに消滅することが確実であること等を加えることとした。（第一四四条関係）

(4)　補償金の支払等

イ　権利消滅期日において、売却等マンションは、組合に帰属し、建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、売却等マンションを目的とする所有権並びに借家権及び使用貸借による権利以外の権利は、消滅することとした。（第一四九条第一項関係）

ロ　組合は、権利消滅期日までに、売却等マンション等に関する権利（組合員の有する区分所有権等を除く。）を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、補償金を支払わなければならないこととした。（第一五三条関係）

(5)　売却等マンション等を占有している者（売却等マンションの借家権を有する者等を除く。）は、一定の場合を除き、権利消滅期日までに、組合に売却等マンション等を明け渡さなければならないこととした。（第一五五条関係）

(四)　組合等は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保等に努めなければならないこととした。（第一五五条の二関係）

5　マンション除却事業

(一)　マンション除却組合

(1)　マンション除却組合（5において「組合」という。）は、マンション除却事業を実施することができることとし、法人とすることとした。（第一六三条の二及び第一六三条の三第一項関係）